

藍住町自主防災組織等補助金に関する要綱

(目的)

第1条 地域住民による防災活動を組織的かつ実効性のあるものとするために結成した自主防災組織等（以下「自主防災組織等」という。）の登録基準及び自主防災組織等が防災活動のために整備する資器材等（以下「資器材等」という。）の購入等に関し、町が行う補助について定めるものとする。

(登録の届出)

第2条 自主防災組織等として藍住町に登録する場合には、藍住町自主防災組織等登録届出書（別記様式1）に必要書類を添付して、町長に届出しなければならない。

(登録の基準)

第3条 自主防災組織等として登録する基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 同一の行政区分内の世帯員で構成し、構成世帯数がおおむね20世帯以上であること。
- (2) 隊長もしくは代表者その他役員が選任されていること。
- (3) 規約等が整備されていること。
- (4) 地域の自主防災組織としての位置づけに考慮し、地元自治会及び行政区分内活動との融合性が保たれていること。

(登録の抹消)

第4条 自主防災組織等を解散したときは、書面をもって町長に届出るものとし、当該届出があった場合には、登録を抹消する。

(補助対象及び補助額)

第5条 町は自主防災組織等の育成のため、登録された自主防災組織等に別表に掲げるとおり補助を行うものとする。

- 2 前項の規定による補助金の交付は、当該年度の予算の範囲内において行う。
- 3 自主防災組織等が補助を受けて取得した資器材等は、当該自主防災組織等において適正に管理するとともに、公にわかりやすい場所に設置し、災害等発生時に減災の目的において使用される場合には、自主防災組織等構成世帯の有無等により、これを拒んではならない。

(補助の交付申請)

第6条 第5条第1項の規定による補助金交付の申請を行う場合は、藍住町自主防災組織補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて申請するものとする。ただし、初期の資器材を購入する場合は、事前に自主防災組織等資器材整備計画書（別記様式2）を提出し承認を得なければならない。

(概算払)

第6条の2 町長は、補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

2 概算払を受けようとする組織の代表者は、第8条の規定による交付決定通知後、藍住町自主防災組織等補助金概算交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(補助の交付決定)

第7条 前条の申請があったときは、これを審査し必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定する。

(補助金の交付決定の通知)

第8条 補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知(様式第2号)するものとする。

(変更申請書)

第8条の2 補助金交付決定事業において、既に通知した補助金交付決定額に変更が生じたときは、変更申請書(様式第2号の2)を提出し、承認を得なければならない。

(変更の承認)

第8条の3 前条の申請があったときは、これを審査し必要に応じて現地調査等を行い、変更が適当であると認めたときは、変更を承認し、申請者に通知(様式第2号の3)するものとする。

(実績報告書)

第9条 申請者は、事業等が完了したときは、実績報告書(様式第3号)に必要な書類を添えて、報告しなければならない。

2 実績報告による補助金算定が、補助金交付決定額を超えることとなる場合、補助金交付申請に基づき交付決定した額が交付額の上限であるので、実績により交付決定額を超えて交付することはできない。このような場合は、事前に第8条の2に規定する変更申請書を提出し、第8条の3により変更承認を受けること。

(補助金の額の確定)

第10条 前条の報告を受けたときは、報告書等の審査及び現地調査等により、交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものであるか調査し、補助金の額を確定し、申請者に通知(様式第4号)するものとする。

(補助金の支払い時期)

第11条 補助金支払い時期は、請求書(様式第5号)もしくは補助金概算交付請求書(様式第6号)が提出された日から30日以内とする。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

1 改正前に結成届が提出されている自衛消防隊については、改正後の要綱第2条に規定する届出がなされ、登録がされているものとみなす。

2 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。